

産業構造審議会知的財産政策部会

技術的制限手段に係る規制の在り方に関する小委員会（第3回）議事録

日時：平成22年11月26日（金）13：30～15：30

場所：特許庁16階特別会議室

議題：アクセスコントロールの回避規制について

議事内容：

○土肥委員長　　ちょうど定刻でございますので、産業構造審議会 知的財産政策部会 技術的制限手段に係る規制の在り方に関する小委員会の第3回会合を開催いたします。

　　本日は、第3回目の委員会でございますけれども、事務局から本日の御欠席の委員の御紹介をお願いしたいと存じます。

○中原知的財産政策室長　　本日は、小塚委員、平嶋委員は、御都合により御欠席との御連絡をちょうだいしております。

○土肥委員長　　ありがとうございました。

　　具体的な審議に先立ち、配付資料の確認について説明をお願いいたします。

○中原知的財産政策室長　　それでは、配付資料の確認をさせていただければと存じます。

　　本日の配付資料につきましては、配付資料一覧がございますとおり、資料1の議事次第。

資料2、委員名簿。

資料3、技術的制限手段の回避行為の規制の在り方について。

資料4、技術的制限手段の回避サービスの提供行為の規制の在り方について。

資料5、技術的制限手段回避装置等の製造行為の規制の在り方についてというペーパー。

それから、資料6としまして、技術的制限手段回避装置等に対する水際措置の導入についての6点。

それから、参考資料7点でございます。

また、委員をはじめとするメンバーの皆様には、事務局より追加の資料も配付させていただいております。不足等ございましたら申しつけいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○土肥委員長　　よろしゅうございますね。

それでは、議事に入らせていただきますけれども、少しお願いをしたいと存じます。

本委員会におきましては、委員の方々の自由闊達な御意見をちょうだいしたいと思っておりますので、本当に恐縮ですけれども、録音等については御遠慮いただきたい。このように思っております。どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、事務局から技術的制限手段の回避行為の規制の在り方について、技術的制限手段の回避サービスの提供行為の規制の在り方について、技術的制限手段回避装置等の製造行為の規制の在り方について、それから、技術的制限手段回避装置等に対する水際措置の導入について、4点についての説明をお願いいたします。

質疑につきましては、まとめて質疑のお時間を設けさせていただいておりますので、その際に一括してお願いしたいと思います。

それでは、お願いいたします。

○中原知的財産政策室長　それでは、まず資料3の技術的制限手段の回避行為の規制の在り方についてというペーパーに基づきまして御説明をさせていただければと存じます。

まず問題の所在でございますけれども、現在の不正競争防止法におきましては、技術的制限手段等を回避する装置などの提供行為を不正競争と規定しておりまして、個々の技術的制限手段の回避行為自体については不正競争の中に規定されているわけではございません。

このように措置されましたのは、平成11年の当該規律の導入時におきまして、「機器等の提供がそれぞれ多くの無効化行為を呼び起こし、コンテンツ提供者に大きな被害をもたらす蓋然性が高いのに比べまして、一件一件の無効化行為自体は、互いに独立に行われ、その被害も限定的であること、また、その一方で、個々の無効化行為を一件ずつ捕捉し、民事訴訟の対象とすることは困難であることから、コンテンツの取引秩序の維持のための不競法による規制においては、機器等の提供等を対象とし、無効化行為そのものは対象としないことが適当である」と整理されたという背景がございます。

この点につきまして、現状におきましては、こうした技術的制限手段を回避する装置等の氾濫が認められまして、それに伴う個人による回避行為というものが横行しているという指摘がございますところ、法規制の一層の実効性を確保するという観点、すなわち、こうした大量の違法流通コンテンツがある中で、現実には個々のアップロード、あるいはダウンロードする行為についての抑止効果には限度があることから、そのためには個々の回避行為に対しまして一定の規律の強化を図る必要があるという観点、及びユーザーによる回避行為の抑止に向けた個人への教育・啓発というものが可能となるという観点から、個々

の技術的制限手段の回避行為への規制の必要性については指摘がなされているところでございます。

こうした点を踏まえての検討でございます。

検討の方向性としましては、平成 11 年当時の規律の導入時の考え方というものに配慮しました上で、平成 11 年当時の整理からの事情変更の有無、あるいはこうした提供行為について新たに前回、御議論をちょうだいしましたように、規制の見直しを行う方向だというふうに理解をさせていただいておりますけれども、そうした規制の見直しの効果といったような側面も総合的に勘案した上で検討することが適切ではないかと考えられるところでございます。

2 ページでございます。

具体的な検討でございますが、平成 11 年当時に措置したことをもう一度確認をさせていただきますと、機器等の提供がコンテンツ提供者に大きな被害をもたらす蓋然性が高いことに比べまして、個別の回避行為自体は独立に行われまして、個々の被害が限定的であること、また、その一方で、個々の回避行為というものを一件ずつ捕捉し、民事訴訟の対象とすることは困難であると考えられたことから、回避行為そのものは規制対象としないものというふうな整理がされたわけでございます。

昨今の回避装置等の氾濫に起因する個人の回避行為による被害は全体として深刻であるということは指摘があるところでございますし、こうした事態の改善の必要性が高いということ自体につきましては言を俟たないところでございますけれども、民事訴訟の対象とすることの困難性といった事情につきましては、必ずしも変更がされているものではないということができるのではないかと考えられるわけでございます。

それから、今般、個人の技術的制限手段の回避行為を可能とし、コンテンツ提供事業者に大きな被害をもたらすこととなる装置等の提供行為に関しましては、前回、「のみ要件の緩和」とか、あるいは「提供行為に対する刑事罰を導入する」という方向で御議論をちょうだいしたところでございますけれども、そうした規律の強化を行うことによりまして、技術的制限手段の回避行為自体に対しても実効性の確保というものが図られると考えられます。

それから、回避行為の違法性に対する教育・啓発・普及という視点からしますと、現在行われている必ずしも望ましくない行為のうち、そもそも正規のゲームソフトを不正にコピーしてアップロードする行為というように、著作権侵害にあたる行為については刑事罰

を含めた規制が及ぶと考えられるわけでごさいます、そうした認識を広めることによって個々の回避行為の抑止に向けた一定の対応を図ることができるのではないかと考えられます。

そして最後に、不競法における技術的制限手段が用いられることによって保護されるコンテンツと申しますのは、必ずしも著作物に限定されているわけではございませんので、個々の回避行為自体を不正競争の規制の対象とすることにした場合には、広範囲で規制を導入することになり得、そうした広範囲の情報に対するアクセスを規制するような手当てをした場合におきましては、事業者間の公正な競争の確保という不正競争防止法の法目的を超えることになりはしないかという懸念も存在するところでございます。

以上を踏まえますと、もちろん個人による回避行為ということによりまして、違法なコンテンツが流通し、そうした被害が深刻であるということについて現に重く受け止めなければいけないということは言うまでもないわけでごさいますけれども、それを防止するための手段としまして、個々の技術的制限手段の回避行為そのものを不競法における規律の対象とすかどうかということについては、これまでの整理のもとに引き続き消極に解することでどうだろうかというのがさしあたりこちらで提示をさせているところでございます。

次に資料4にまいります。

技術的制限手段の回避サービスの提供行為の規制の在り方についてというペーパーでございます。

これも同様に、現在の不正競争防止法におきましては、先刻、申し述べましたように、回避する装置とか機器、プログラムなどの提供を不正競争と規定しておりまして、回避サービスの提供自体については規定はされておられません。

これも平成11年当時の規律の導入時の考え方を改めて振り返ってみますと、コンテンツ産業における不正な取引を防止するため、必要最小限の規制を導入するという観点から、まず規定の対象として検討すべき行為のうち、実態が存在する回避装置などの提供行為の規律だけにまずはとどめまして、規律すべき実態が出てきたところで回避サービスの提供行為について規制の在り方を検討すべきと整理されたわけでごさいます。

近年、(2)の現状でございますけれども、こうした装置やプログラムの導入に関しまして、特殊な機能を有する装置や特別の知識を要する場合がありますことから、個人の使用者、ユーザーに代わって行う事業者が出現しているとして、そうした回避サービスの提供

行為、サービスの提供行為自体について何らかの規制をする必要性について指摘がなされているところでございます。

想定される事例ということで、そこでは（１）は回避機能を具備させるための装置を取り付ける改造サービスの提供の事例。

それから、めくっていただきまして（２）はプログラムを取り付ける改造サービスの提供の例。

それから、（３）としましては、コンテンツの記録媒体等の保守・修理等のために行うコンテンツの技術的制限手段の回避サービスといったような例を掲げさせていただいているところでございます。

検討でございますけれども、検討の基本的な方向性として、現在の回避サービスの提供行為の実態を踏まえました上で、平成 11 年当時の規律については必要最小限の規律とするという考え方にも配慮しつつ、今回の提供行為についての規制の見直しといった効果も併せて勘案した上で検討することが適切ではないかということで検討を進めてまいっているところでございます。

具体的な検討でございますけれども、こうしたいわゆる装置を取り付けたり、プログラムを導入する、まずこうした（１）、（２）にあたる改造サービスなどにつきましては、改造後の機器が技術的制限手段の回避装置等と評価される場合におきましては、大概の場合、当該装置等の提供行為に該当することになりまして、そうした提供行為について見直しを図るというこれまで御議論いただいた方向感を維持しますときには、そうした規制によりまして捕捉することが可能でありまして、回避サービスの提供行為という、それだけに特化した行為類型を設ける必要性というのは必ずしも高くはないのではないかと考えられます。

それから、コンテンツの記録媒体等の保守・修理等のためにコンテンツに用いられた技術的制限手段を回避しまして、引き続きその視聴、実行・記録ができるようにするサービスの提供行為につきましては、回避サービスが提供される局面におきましては、必ずしも事業者間の公正な競争を害するものにはならないと想定されます。それから、仮に先ほどの資料 3 におきまして、個々の回避行為自体について不正競争という位置づけがなされないのだというふうにされました場合には、回避サービスの提供行為を不正競争と位置づけることは容易なことではないと考えられますので、回避サービスの提供行為という独立した行為類型を設ける必要性というのは必ずしも高くはないのではないかと考えられます。

他方、回避のためのノウハウなどの情報提供について、改造サービスの提供行為として必ずしも捕捉することができないので、改造サービス自体を捕捉して規律すべきだという指摘がございますが、これは平成 11 年の改正の当時の検討におきまして、情報提供一般に対する規制につながることになりまして、慎重な検討が必要だということから、規制の対象とはされておられません。

こうした実態なども踏まえたと、これらの行為については必ずしも現時点での結論を急ぐ必要性というのは認められないのではないかと考えられます。

以上を踏まえれば、技術的制限手段の回避サービスにつきまして、不競法において独立して規制の対象とするかどうかということについては、同様に消極に解することによってどうかというまとめを資料 4 におきまして、させていただいているところでございます。

次に資料 5 にまいります。

資料 5 も問題の所在でございますが、これは技術的制限手段の回避装置等の製造行為の規制の在り方についての御検討を賜るものでございます。

現在の不正競争防止法におきましては、もちろん何回も御説明をさせていただきましたとおり、回避する装置、機器、プログラムの提供行為を不正競争と規定しておりまして、製造行為自体については規定がなされているわけではございません。

これは平成 10 年の当該規律の導入時に、提供行為については回避行為を可能にし得る蓋然性が高いという評価をし得るものの、製造行為自体については、その点の判断が困難な面がありまして、全体的に見れば、このような行為に対する規制というものは余りきつくすることとせず、技術開発や自由な情報利用という方向への価値を実現するようにしたほうがよいという指摘がなされまして、製造行為自体はこうした技術開発への悪影響といったものへの配慮から対象とせず、回避装置等の提供に限ると整理されたわけでございます。

こうした製造行為の規制の在り方が出てくる現状としまして、これも第 1 回の研究会などで御指摘をいただきましたように、我が国でもこうした回避装置等の氾濫はあるわけですが、これらの装置、いわゆるマジコンやMODチップといわれるものは主に中国などの海外で製造されているという御指摘でございました。

しかし、今後、日本国内で製造行為が行われる可能性がありまして、こうした回避装置などが一たん製造されますと、国内の無数の販売業者に大きく拡散しまして、事業者は回復不能な損害を被るというおそれもありますことから、これらの被害を予防するために、

こうした装置等の譲渡、引き渡しを目的とした製造行為ということについて規制が必要ではないかという指摘があるわけでございます。

検討の方向感としましては、これも現行の規制の範囲や見直しの効果といったものを勘案しつつ、それから、平成 11 年当時の考え方にも配慮した上で検討するということが適切ではないかと考えられます。

具体的な検討でございます。

2 ページにまいりますけれども、まず前回、御議論を賜りましたように、のみ要件というものについての緩和、規律の強化というものを行う場合におきましては、当該規律の一層の実効性確保というのをまず図ることができると考えられます。

民事的なコンテキストでまいりますと、例えば日本国内において当該装置等の提供行為とか製造行為が行われました場合には、差止請求をしまして、その中で侵害行為の組成物の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却、その他の侵害の停止または予防に必要な行為の請求によって一定程度の対応が可能になると考えられます。

それから、刑事的なコンテキストでまいりまして、これも前回、御議論いただきましたような刑事罰の導入がなされました場合におきましては、製造行為をする者につきましては、それを販売業者へ提供を行う際の提供行為自体が実行行為として規律の対象になる。あるいは販売業者への共犯というふうにして捕捉する余地もあると考えられます。

それから、著作権法におきまして、技術的保護手段を回避することを専らその機能とする装置等の公衆への譲渡・貸与の目的をもって製造する行為につきましても、刑事罰の対象とされるなど一定の対応がされておりますことから、著作権法においてもこうしたことについての対応が可能であるものと考えられます。

それから、さらに事業者間の公正な競争の確保という不競法の目的や体系からしますと、こうした製造行為自体をとらえることは過剰な規律となりはしないかという指摘が現に存することにも配慮する必要があるかと考えられます。

以上を総合的に考慮しますと、製造行為につきましては、既存の法令、あるいは前回、御議論いただいたことによって一定程度の対応が可能でありまして、今後は実態等を注視しながら対応を検討するということが適切ではないかというまとめにさせていただいてるところでございます。

最後に資料 6 でございます。

これは問題の所在でございまして、関税法の 69 条の 11 では、「次に掲げる貨物は、輸

入してはならない」としまして、こうした貨物として、同条の第1項9号は、「特許権等々を侵害する物品」、10号は、「不正競争防止法2条第1項1号から3号までに掲げる行為を組成する物品」を掲げております。

69条の2は、輸出の禁止品について同様の規定をしているところでございますけれども、こうした今回、措置を検討しております不正競争防止法の2条1項10号及び11号に違反する物品につきましては規定しておらず、輸出入禁止品というものの対象とはされておられません。これは現状のところでは、もう既に申し上げたことでございますけれども、こうしたものは現在のところ、中国などの海外で製造されているものが国内に流入してきて被害が深刻になっているという状況がございますし、こうしたものの販売には犯罪組織が関与しているというような指摘もございます。

こうした中で水際措置といいますのは、国内販売等の差止とは異なりまして、一件一件訴訟を提起していくのではなく、いわゆる水際において捕捉できますことから、形態模倣品等の既存の不競法違反の輸出入禁止品の対象物品と同様に、主として海外で製造されて我が国に入ってくるのだということによって国内に被害をもたらすことになる対策として非常に実効性が高いという指摘がなされているところでございます。

検討の方向性として、こうした技術的制限手段の回避装置等の国境をまたがる流通への対策の実効性を高める観点からは、当該装置等について水際装置を導入することが極めて有効であると考えられるのではないかとということで、この資料6を結んでいくところでございます。

私からは以上でございます。

○土肥委員長　ありがとうございます。

それでは、続きまして質疑に入らせていただきます。

幾つかのパートで御議論いただければと思いますので、まず技術的制限手段の回避行為の規制の在り方について、御意見、御質問がございましたら、お願いをしたいと存じます。

○長谷川委員　資料の書きぶりの質問なんですが、2ページ目、回避行為の違法性に関する教育・啓発という観点からは、ゲームなどを違法にアップロードするものについて刑事罰を含めた規制が及ぶこと等についての認識を広めることによって個々の回避行為の抑止に向けた一定の対応を図ることができるのではないかと記載があるわけなんですけれども、違法なゲームのアップロードにつきましては、従来から警察と関係者の方々との御協力も得まして、既にかなり多くの取締り実績は上げておりますし、その都度、アック

スのほう、それから、生産のほうを含めましてPR等々の啓発にも努めていますし、多くのメーカーは今、警告文みたいなものも入れて、ユーザー啓発というのは進めているというのが現状でございます。ただ、それでも回避行為というのは止まらない。

そもそも回避行為は違法ではありませんから、アップロードの刑事罰のところと、啓発と、回避行為の抑止というのがどのように結びつくのかというのがちょっとよくわからないわけなんですけれども、この辺についてお願いできますでしょうか。

○中原知的財産政策室長　長谷川委員から御指摘がありましたように、こうした被害の甚大性自体について、何とか改善をできないか、考えていかなければいけないということについては、恐らく誰も異論のないことではあるかと思えます。

ここで記載をさせていただきましたのは、個別の知財事務局等々におけるとりまとめからしまして、個別の回避行為自体について、これを刑事罰の対象とするというのはなかなか慎重に考えなければいけないという前提がありました。そのため、これを民事的な救済をどれだけ可能にするかという論点になってくるわけでございます。そして現在、起こっているものの回避行為が行われる一連のプロセスを見ますと、これはまさに長谷川委員から御指摘もありましたように、著作権侵害という、既に違法な行為がからんで、それにプラスして今回の回避行為というようなものができているところでございます。そうだとしますと、既に著作権侵害になっているところを追及していくことによって、その実効性を上げるということをまずもって考えるべきではないか。それを個別の回避行為自体を民事的に違法であると位置付けた場合、一連のプロセスでどれだけの実効性の効果が見込めるかということを見ると、それは限界があるということはいわざるを得ないわけでありまして、まずもってそうした一連のプロセスの中では、著作権侵害という現に違反している行為を介在しているわけですから、そこを起点としてとらえること、それについて抑止というものを考えていくことをまずもって行うべきではないかという趣旨で記載をさせていただいているところでございます。

○長谷川委員　その考え方はわからなくはないのですが、若干追加でコメントさせていただきますと、まず著作権侵害で刑事罰云々という話なんです、日本に限っていえばそうなんですけれども、ネット上の侵害行為なわけで、もう国境がないのです。日本でアップロードしている分にはつかまえますが、現状はもうワールドワイドでやられまくっている。その中で日本製のゲームというのは、やはり日本がメインのマーケットなわけなので、やはり日本のユーザーに対していろんな啓発を行っていきたいというのが本音など

ところで、はっきり言っちゃいますと、マジコンを使っちゃだめですよ。そういうことをやりたいわけなんですけど、ちょっと今、それがなかなかやりづらいというところがあって、こういったことができればなというふうに、こちらとしては考えているわけです。

まさに法的な権利行使、これについては御指摘のように、実際問題どうやって見つけて裁判するのというところは、おっしゃるとおりかなり難しいというのは否定できないところだと思いますが、こちらとしてイメージを持っていますのは、著作権法で違法にアップロードされた音楽とか映像をダウンロードする行為もたしか検事線からはずれて民事上、違法化されましたけれど、あれと同じようなイメージでちょっと考えているというのがこちら側の考え方でございます。

以上です。

○土肥委員長　ほかにございますか。

○中川委員　今、長谷川委員のほうから言われた要は回避行為の違法性に対してユーザーに対してそのとおりマジコンを使っちゃだめだということをどうやって言うかということというのは私たちの中では大きな課題としてとらえられているところでございます。

しかしながら、検討の中で不競法の法目的を超えるのではないかという結論を、私どもとしては、そこを超えてまで法律の改正をするということを強く伝えていくというのは難しいのかなということは考えたことでございますけれども、一応の情報提供も含めましてちょっと皆様にこの点につきコメントをさせていただきます。

先ほど中原室長がおっしゃられたとおり、個人の回避行為による被害というのは深刻である。全体として相当大きなものになっているということは皆様のほうにはこれまでもお伝えしていたところで、この点、現在、調査中のデータから推計したところ、マジコンについては約 250 万、カスタムファームウェアについては約 50 万人、こういったインターネットユーザーが利用しているといったような情報も出ている、結果も出ているような状況にあります。

ですので、こういったことから勘案すると、総体としては非常に大きな問題になっているのだということについては皆様には御認識いただきたいというところでございます。

また一方、今回、引き続き消極に解するという引き続きというのがどこにかかっているのかというのはちょっと私どものほうではわからないところではあるのですが、今後、私どものほうが今、問題視しておりますゲームソフトにかかわらず、ほかのコンテン

ツ、例えば音楽であれ、例えば映像であれ、そういったさまざまなコンテンツがネットワークを通じて複製などを伴わないで使用されるというような事態というのは、今後もビジネスとして大きく進んでいくことだろうと想定できます。

それに対してアクセスコントロールというのはこれからもさらに重要な技術的な保護だということがあるかと思しますので、このことを勘案すると、この引き続きというのが、今回はこれまでの議論を踏まえてという意味なのであればまだいいのですけれども、今後も引き続き消極的にするというのは少し早計なんではなかろうか。要は今後においてはやはりそういったアクセスコントロールに関してはもっと重要なポイントであるということをお勘案して検討を進めていただきたいと考えております。

以上です。

○土肥委員長　ほかに御意見ございますか。

○今子委員　私はこの資料3の検討の方向性に賛成でございます。

被害実態が甚大であるということは理解しておりますけれども、実効性という観点から、個人の行為を規制するという事はちょっと疑問を感じざるを得ません。

資料にもありますとおり、回避後の行為が著作権の侵害であれば現行法により対応が可能であると考えますので、御検討の方向性でよろしいかと考えております。

○亀井委員　今、今子さんがおっしゃったのとほとんど同じなんですけど、基本的に私もこの資料でおまとめいただいている現状としてはやはり消極、今後のことをどう考えるかまた別のことであろうかと思っておりますけれども、それはそのときにまた検討するという事だと思います。

結局最後から2つ目のパラグラフにありますような、この不競法の規制自体が持つ射程といたしまししょうか、影響度と今、起きている被害をどう抑えるかということの比較衡量の問題だろうと思うのですが、私はやはり今の不競法のたてつけの中で広げていくということは非常に、危険という語弊があるかもしれませんが、やはり行き過ぎたことにならないだろうか。かえってそちらのほうが心配でございます。

以上です。

○野坂委員　私も事務局のまとめた案に賛成したいと思います。

のみ要件の緩和、そして装置の提供行為に対する刑事罰の導入ということによってやることによって、できるだけよりよい効果をもたらすということによって対応すべきであると考えます。

したがいまして、このとりまとめのように、回避行為そのものは対象外にするという整理でよろしいかと思えます。ただし、先ほど業者の方々の御意見を伺っていますと、やはり被害としては非常に深刻なものがあるわけでありますから、ここで行為、そういうものを使って遊ぶ子供も含めて、ユーザーに対する教育・啓発、これはしっかりやらなければいけないと思うのです。

先ほど業者の方がマジコンは使ってはいけないということは言いにくいというような御発言がありました。確かにそういう面はあるのかもしれないけれども、被害実態からすれば、まさに違法かどうかよく認識してないで遊んでいる子もいるのだろうし、そこは行政も、また民間の業者の方も連携をして教育・啓発をしっかりやっていくということが今回の見直しの趣旨とも合致するのではないかと思いますので、御苦労も多いのでしょうけれども、ぜひそこを徹底してやっていただきたいということです。

以上です。

○土肥委員長　ありがとうございました。

○萩尾委員　私も結論的に賛成いたします。

もうそれ以上申し上げることはありませんが、やはり不競法の法目的というところからここまで広げるというのはいささか行き過ぎではないかという点と、ほかの不正競争行為もあるわけですが、いってみればけしからん行為というのはそれこそ需要者といましようか、ユーザーのほうもあるわけですが、突出してこの10号、11号だけ規制するということも均衡上、やはりバランスを失するのではないか。そういうようなところから、やはり最終的には御当局の御見解というか、この結論に賛成いたします。

○土肥委員長　ありがとうございました。

ほかにございますか。

○吉村委員　同じ意見ではあるのですが、意見の表明をさせていただきたいと思えます。

結論的には賛成ということです。

現状と今の法のたてつけという中では、少なくとも今回、検討にあたっては、消極に解するというところだろうということで、一方で、非常に被害は深刻であるということはこういった場で認識を共有したということは重要だと思っておりますが、今回の検討の中では事務局案ということで賛成をいたします。

以上でございます。

○土肥委員長　ありがとうございました。

ほかにございますか。

○酒井委員　この文章を読んで、被害実態はあるが、ただ、それが小さいとか、民事上の実効性がないとか、あるいは他の規定とのバランスの問題等から不競法上の規制の対象とはしないという趣旨理解をさせていただいたのですが、これは回避行為そのものが積極的に適法だという意味ではないという理解でよろしいのでしょうか。

○中原知的財産政策室長　望ましいものではないということは言うまでもないという理解でおります。

○土肥委員長　ほかにございますか。

○長谷川委員　なかなか苦しいのですが、我々としてお願いしていますのは、回避行為について何らかの対応を取りたいということで、必ず不競法でやってほしいというわけではございませんので、そこは1点だけ補足させていただきたいと思います。

それから、ほかの論点にも共通するコメントがあるのですが、それもよろしいでしょうか。

○土肥委員長　最後で全体についてはまた時間をつくらせていただきます。

大体御意見をこの資料3に基づいてはちょうだいしたかなと思っております。おっしゃるように、被害が非常に深刻であるということも認識しております。先ほど野坂委員がおっしゃったように非常に重要な御指摘があったのだらうと思っております。やはりこういう回避行為をここで行うというようなことをもっともっとこれは社会的に見て適切でない。そういう行為であるということをもっと周知徹底していただくということは非常に重要なことだらうと思います。

それと併せて、またその上で今後、実態がどういうふうなことになるのかを受けて、引き続きここでは消極に解することをどうかということでもありますけれども、また、そういう時点で新しい局面が出るのかなというふうには思いますが、本日のところでは、およそ大体皆様の御意見をちょうだいしたところでまとめさせていただければと思っております。

それでは、続きまして技術的制限手段の回避サービスの提供行為の規制、資料4に基づいて御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

○永田委員　基本感というか、結論において消極に解することについては特に異論はありません。

ただ1点、気になったこととして3ページ目の終わりのほうの段落、他方というところで、回避のためのノウハウなどの情報提供というところの話です。

情報提供を、例えば書籍だったり、ネットで回避方法の指南みたいなことが出てくるようなことについての話だと思っておりますけれども、この手のやつは確かに情報提供一般、全体に対する規制だから慎重な検討が必要とは理解するのですけれども、結論を急ぐ必要性はないのではないかという話についてはちょっと違和感があって、何が言いたいかというと、やはりこういう情報がどんどんあふれてくる中で、さっきの教育・啓発した部分の効果が出づらくなっていくのではないかなという気がしまして、法的な規制をするということが必ずしも必要という話ではないのですが、何か野放しにしておいてもよくないのではないのという感じは正直あります。

その観点として、何か別の規制がここで横できているから、だからこういった情報提供サービスもやりにくくなるような、そういう環境づくりというのができるといいなというところ、ちょっとそこはお含みおきいただければという感じを受けました。

以上です。

○土肥委員長　ほかに御意見ございませんか。よろしゅうございますか。内容的にもよろしいですか。

特段ございませんか。ございませんようでしたら、また後で、先ほど申し上げましたように、全体を通じてという時間も設けさせていただきたいと思っておりますので、そこで出していただいても結構でございます。よろしゅうございますか。

それでは、こういう方向性で今後とりまとめをしていきたいと思えます。

続きまして技術的制限手段回避装置の製造行為の規制の在り方について御質問、御意見がございましたらお願いしたいと存じます。これは資料の5でございます。

○長谷川委員　製造について特に規制しなくとも、そこから先の譲渡の引き渡しがあるのだから、そこでとらまえればいいのではないかという御趣旨、ざっくり言いますと、そういうことかなと思うのですが、次に資料6で水際措置というのが出てきますけれども、何で水際措置を入れたほうがいいのかという理由の中に、やはり効率的な取締りというのがある、つまりなるべくもとのほうでたたくほうが、川下でいろんなばらばらになったところをたたくよりもずっと効率的だという発想があるのではないかと思うわけです。

この資料の中にも記載してございますが、今、余り製造実態というのは国内では、海外から入ってくるものに比べますと、そんなにはないわけですが、ただ、今後につきましては、そういう国内での製造可能性もあるというのはまさにこの指摘のとおりだと思います。そうしたときに、海外でつくられたものを水際でたたくのと同様に、販売されて

からのところをたたくというよりは、むしろ製造行為のところ規制をするほうが水際規制とパラレルに考えてずっと効率的なのではないかと思います。

そういう意味では、製造行為というのもあるべきではないかというのが私の意見です。

○土肥委員長　ありがとうございました。

ほかに御意見ございませんか。

○亀井委員　今のマジコンが海外でつくられていて、それを止めるというための法改正、その限りでの法改正ということでは何か可能性があるのかもしれませんが、この不競法の今回の見直しで、のみという要件が拡大して専らで考えるという、前回、そういう御議論があったかと思います。そこの専らの意味合い、何をもちょう専らとするかという要素の中に、販売態様であるとか、利用態様であるとかというところが大きな要素になるのではないかという御提案があって、そういう方向で御検討があるわけですが、装置等を製造する段階で、そういった販売態様、利用態様が果たして明確であるかという、これは明確でないケースが一般的には製造者の立場からすると多いわけでありまして、そういう場合、森羅万象という言い過ぎですが、世の中のありとあらゆるこうした技術的手段に対してそれが抵触しないかということを確認しなければ物をつくれないうようなことになりはしないだろうか。これは杞憂であるという意見もあるかもしれませんが、そういうおそれすら抱きかねないことにならないかというところでもあります。

適法な装置として機器として売ります例えばDVDのプレーヤーの中でも、DVDの暗号を解くという装置といたしまししょうか、部品というものは存在するわけでありまして、その部品は果たして売れるのか売れないのかというときに、まさかそういうものが規制されるということはないという、そういう法律ではないという理解でありますけれども、一般的に不競法の中で製造行為に拡大したときに、そういう判断をいちいちしなくてはいけないということになることに非常に危険性を感じるというところがございます。

結論から言いますと、今、事務局がおまとめいただいた方向に私は賛成であります。

以上です。

○土肥委員長　ありがとうございました。

ほかにございますか。

○長谷川委員　今、亀井委員の御意見にちょっと質問なんです、今のはつまりそういう技術的制限手段回避装置を組み込んだものを単に販売する目的なく製造するケースもあり得るので、そういうことなのでしょうか。

○亀井委員　　ここにあるように、研究開発目的で装置としてつくって社内で使うという、そういう場合もちろんありましようし、もし販売するときに、それは現状、例えば専らに拡大したときに、例えばマジコンというものは悪いものだという前提に立つと、マジコンの部品として明らかに使う、あるいはそのために販売するというところをとらえればいいのであれば、さかのぼって製造のところまで製造者の意思、目的まで問うて何か規制をする必要がないという、そういう意見であります。

○長谷川委員　　我々としても販売に回らないようなものについて製造行為をそこまで禁止するというようなことはお願いするつもりはありません。先ほど申し上げましたように、水際措置等のパラレルでなるべくもとでたたいたほうが効果的でしょうというようなことなので、そこについては多少制限をつけてもいいのかなと思っているというのはちょっとつけ加えさせていただきます。

　　以上です。

○土肥委員長　　ありがとうございました。

　　ほかにございますか。

　　どうぞ閣下にと最初をお願いを申し上げましたように、どうぞ御遠慮なく御発言いただければと思います。

○中川委員　　私たちはマジコンとか、カスタムファームウェア等によって回避等をする装置というものを製造するということについても、今は確かに私たちが把握、捕捉しているレベルにおいては、確かに国内での製造行為というのは存在しない、もしくはそれほど多くないということはあるのかもしれませんが。

　　ただ一方、それを回避するための装置そのものではなく、プログラムというのは本当に世界中どこでつくられるか実際わからないものですし、また、そのプログラムそのものがどういう形で流通していくかということも今の段階では明確にはわからないところでございます。

　　確かに提供された段階で止めればいいじゃないかというのは確かにわからないところではあるところですが、少なくともいわゆる通常に使うようなものではなく、本当に悪意をもってつくられるようなプログラムを何らかの形で製造もしくは開発する行為というのは止めていただければというのが私たちとしての思いではあるところではあります。

　　ですので、この2ページ目の一番下にありますとおり、実態等を注視しながら対応を検討するというのについては、私どももちろんそういった被害実態等については重々確認

していくところでございますので、経済産業省さんにおかれましては、そういった実態等を御提示した段階で、また改めて御検討いただければと考えております。

○土肥委員長　ほかによろしゅうございますか。

○奈良内閣官房知的財産戦略推進事務局参事官　役所の側から失礼いたします。

ここの製造のところに限ったことではございませんけれども、若干コメントさせていただきたいと思います。

御存じのように、この検討につきましては、政府の知財計画 2010 に基づきましてアクセスコントロールの規制の強化、回避性の強化を図るということで今、御検討いただいているところでございまして、短期間に早急に本当に検討していただけてまことにありがとうございます。

これにつきまして、政府全体としてどうするかという問題が一方であるわけでありまして、文化庁でも著作権法の改正を検討しているという状況がございまして、やはり不競法、著作権法、それぞれ法の目的は違うわけでありまして、やはり政府全体として適切な措置がなされていくということが必要だろうと思っておりますので、今後、必要な調整等を図る必要もあろうかと思っております。

あと1点、製造ということと言いますと、後ほどの資料6とも関連するわけでありまして、今後、水際規制がかかりますと、逆に海外から入ってこないため、国内で製造されるというような事態にもなるわけでありまして、結論に異論があるわけではございませんけれども、やはり引き続き実態というのはよく見る必要があると思っておりますし、また、著作権法の改正の動向、こういった他法令の動向と今後の動向を併せてよく注視していく必要があるのかなと思っております。

以上です。

○奥邨委員　若干感想に近くなるのですが、水際措置との関係で根元をたたくという意味において今回、製造もということになりますと、2条1項3号との関係もあるわけですね。2条1項3号のほうは、水際措置はあるけれども、そもそも製造のところは規制されていないということとも関わるわけでありまして、本件だけまず先に進んでというほどの状況があるのかということでありまして、若干やはり不競法全体の体系の中からも違和感をおぼえるところでもあります。また、必ずしも水際で止めるということが製造と同じなのか、それとも第1回目の販売なのか、提供なのかということは、いろいろ見方がある得るところかと思っております。水際措置で根っこをたたくからということで必ずしもパラレルに

製造を対処すべきということに当然つながるのかなということは感覚的には差があるのかなというふうな思いを持っておりますということを申し上げさせていただきます。

○土肥委員長　どちらに合わせるかということはあるのだろうと思うのですが、奥邨委員としてはそちらに合わせるべきである、不競法の2条1項3号に、そういう御意見ですね。

ほかに御意見ございましたら、お願いいたします。

○前田委員　事務局に対する御質問なのですが、ペーパーの裏のページの4行目のところで、製造行為が行われた場合は、提供行為に係る不競法3条2項に基づく、侵害行為組成物の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他侵害の停止又は予防に必要な行為の請求によって一定程度対応することが考えられるという箇所がございますけれども、これは例えば譲渡行為をしている人を見つけて差止請求をした場合には、その譲渡行為をしていた者の持っていた在庫品については、この規定によって廃棄請求ができるだろう。こういう理解でよろしいのでしょうか。

○中原知的財産政策室長　はい。

○前田委員　その場合に、まだ製造行為自体は侵害行為ではないわけですので、在庫品については侵害行為組成物では読めないと思うのですが、この場合は、その他の侵害の停止又は予防の必要な行為として在庫品の廃棄請求を求めることができる。こういう理解でよろしいでしょうか。

○中原知的財産政策室長　はい。

○前田委員　今度、刑事罰の導入が考えられているわけですが、譲渡行為をしている人を刑事手続で摘発をしたときに、その人が持っていた在庫品がどうなるかという問題があるのですが、これは通常の刑法の没収の規定で犯罪行為の用に供しようとしたものとして押収ができる。こういう理解でよろしいでしょうか。

○後藤法務省刑事局局付　どうやら私が答えなければいけない状況のようなので発言させていただきます。

恐らくおっしゃるとおり、刑法の没収の要件を満たせば没収することができる。ただ、一般論としてはそうなのですが、必ず没収できるかというのはもちろん没収の要件を満たさなければいけないわけですので、所有権が誰にあるのかとか、そういうことの確認もありますし、先ほどお話になっているように、犯罪行為に関わっていない。つまり犯罪の対象となっていない在庫品について没収できるか。これはできないのではないだろうかと思

います。

○土肥委員長　確認ですけれども、製造行為が不正競争に該当しないという場合ですけれども、その場合在庫品がどうなるかという質問なんです、その点。

製造行為が不正競争に、犯罪には該当しないということになりますね。その場合に、犯罪の対象として没収ができるということになりますか。

○後藤法務省刑事局局付　念頭に置いている事案がどんな事案かによるのですが。

○土肥委員長　この2ページ裏の上から4行目のところ以下に書いてある。そういう事例ですけれども。

○前田委員　私がちょっと懸念したのは、譲渡を営業として行っている人が譲渡行為をしたことによって刑事手続で捜査の対象になって、その人の倉庫を捜索差押えしたら、その人が売る目的で持っていた在庫品が1000個見つかりましたという場合に、その在庫品はまだ実際には譲渡していないわけですが、譲渡する目的で倉庫の中に持っていたものを没収できるかどうかという点です。譲渡行為を犯罪行為にする以上は、その譲渡のために持っていた在庫品は没収できることが好ましいのではないかと。もし製造行為を規制対象にしなくても没収できるのであれば、それはそれでいいのかなと思うのですけれども、その確認ができればと思った次第でございます。

○後藤法務省刑事局局付　一般論としては譲渡の対象になっていないものを没収することは無理なんだろうと思います。

つまり在庫ということであれば、所持自体を行為として処罰するわけではないので、そこは犯罪組成物件で没収するという理屈ではいけないと思います。

あとは犯罪の用に供しようとした物でいけるかどうかということなんですけれども、そこは先ほど申し上げたように難しいと思いますが、最終的には事実関係によるのではないかと思います。

また、私自身が気になるのは、刑法の一般的な没収の要件を満たせば没収できるというのは動かないところだと思うのですが、実態として先ほども申し上げたような所有権の問題もありますし、没収できるのですよということをこの場で申し上げるのはちょっとあぶないというか、なかなか申し上げると誤解を生むのではないかなと思っておりますということです。

○土肥委員長　前田委員、よろしいですか。

○前田委員　はい、わかりました。

○土肥委員長　できれば重要なところでありますので、少し時間を置いて事務局からはこの点、明らかにしていただければと思います。

○後藤法務省刑事局局付　今の座長のお話がありましたので、もう一度ちょっと詰めて考えさせていただきまして、もし必要があれば追加してお話しさせていただこうかなと思います。

○土肥委員長　よろしく願いいたします。ありがとうございました。
ほかにございますか。

○長谷川委員　今の事例に関連して追加で、在庫だけでなく、例えば原材料ですとか、製造設備ですとか、その辺もどうなののかについても合わせてお教え願えればと思います。

○後藤法務省刑事局局付　わかりました。その点も含めて検討させていただくことにいたします。すみません。一たん引き取らせていただきます。

○土肥委員長　ほかの点で。

○野坂委員　私も質問が1つあります。

今のページのその後ですが、製造した技術的制限手段回避装置等を販売業者へ提供を行う際の提供行為が規律対象になり、提供行為の共犯としてとらえられる余地もあると考えられるという部分ですけれども、非常に控えめに書いてあるような印象はあるのですが、要するに裏を返せば、提供行為の共犯としてとらえられない場合もかなりあるという理解ができないわけでもないわけです。この共犯としてとらえられる場合と、とらえられない場合の線引きというのは、この段階でなかなか難しいのでしょうかけれども、どういうイメージでこの文章を解釈すればいいのか、わかる範囲で教えていただきたいと思います。

○中原知的財産政策室長　ここは恐らく本件の審議会で想定されている具体的な事案を前提にした場合におきまして、それは証拠関係がきちんと確保できれば、多くの場合、共犯としてとらえられることができるのではないかと考えております。しかし、個別の事案に応じまして、いろいろと事実関係、証拠関係等々を確認をしていかないといけないことがあり得ると思ひまして、ここでは断定を避けているということだと御理解をいただければと思います。

○土肥委員長　野坂委員、よろしゅうございますね。

ほかにはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

○吉村委員　高度なお話はできないわけですが、製造行為の規制の在り方については、もちろんマジコンみたいなものを国内でつくらせるようにすることは避けたいとい

う気持ちはすごくあると思います。それは被害も甚大だということもよくわかっております。ですので、そういうことは避けたいと思う気持は非常に強いわけですが、一方で、これが製造行為自体全部一事が万事で、これまでの考え方を捨ててより規制を強めるのだということまでいくのかどうなのかということ、今までの頭の整理と比べてそっち側にいくほどの状況なのかどうなのかということについては、まだちょっと得心がいかないところがあります。若干失うものも大きいのではないかなという気がしております。そのバランスをどう考えるかということで、またいろいろ実際にビジネスでやられている方々の御意見も伺いながら考えてみたいと思うのですが、直感的には少しこれをもって製造行為自体を広くとらえるということは若干慎重であるべきかなではないかなという感じを持っておりまして、そういう意味で、事務局さんの案のあたりが妥当ではないかなと今の段階では思っております。

○土肥委員長　社会的には、専ら回避を行う製造装置を製造したいというふうにおっしゃるのであれば、それは通らない話になるだろう。それは思います。だから問題はどうか場合に濫用になるのか、あるいは障害が出るのかという、そこをきちんと除いてやれば、それで問題は解消するのではないかなと私は思うのですけれども、この点について2つの考え方が出ておりますので、一たんこれは引き取らせていただいて、まとめのほうで次回、お示しするというにさせていただければと思います。

ほかに何かこの点、追加で御発言ございますか。よろしゅうございますか。

それでは、また後で時間がありましたら、この点も戻らせていただければと思います。

次に資料6になります。水際規制の問題でございます。

水際規制の問題につきまして、何か御発言等、御意見等ございましたら、どうぞお願いいたします。

○長谷川委員　私はこの事務局案に賛成でございます。

以上です。

○土肥委員長　非常に的確にありがとうございました。

ほかにございますか。

○宮川委員　私もこの水際規制に対しては、ぜひ導入すべきだと考えておりますが、以前から刑事で処罰されているものを前提として水際措置をするという議論が一部あったようにも理解しているのですが、その点については、いろいろな資料で、あくまでも刑事的な規制の対象でなくても水際措置の対象にはなり得るのだというようなところでまとめら

れているように理解したのですが、そのような理解でよろしいでしょうか。

○中原知的財産政策室長 その点に関しましては、前回の御審議の中におきまして、こうした技術的制限手段の回避装置等の提供行為自体について、のみ要件の緩和と併せて刑事罰を導入するという方向感で御議論を賜っておるかと思っておりますので、そうした措置と併せてこうした水際の措置の導入を考えるということでございます。

○宮川委員 わかりました。

では製造行為とか特にこだわるわけではなく、提供行為に刑事的な規制がかかるということでクリアになっているということですね。

○中原知的財産政策室長 はい。

○宮川委員 よくわかりました。

○土肥委員長 ほかに御質問、御意見ございませんか。

○馬場東京税関業務部総括知的財産調査官 財務省ですけれども、関税法の関係について1点、御説明させていただきたいと思っております。

私ども税関ですけれども、基本的には関税法上の輸出入禁止品においては、社会公共の利益の観点から、他法令において輸出入を実質的に禁止している物品について、税関職員をして積極的に水際取締りの実効を期すことが特に必要としているものについては対象にしているということでございますので、したがって、個別の規制法において輸出入規制に係る罰則等が規定されていないような場合には、水際において税関職員が積極的に水際取締りを行うということに対して社会的な要請が低いといったことととも考えられますので、関税法上の輸出入禁止品の対象とすることは難しくなるのではないのかなと考えております。

したがって、関税法上の輸出入禁止品の対象とするには個別の規制法において関税法上の輸出入禁止品の輸出入罪と同程度の罰則規定を有することが望ましいと考えております。

ありがとうございます。

○土肥委員長 ありがとうございます。

この事務局案でいくと、今、おっしゃった同程度の罰則がある。そういう受け止めをさせていただいてよろしゅうございますか。今回の案で。

○中原知的財産政策室長 罰則の規定の程度は前回議論させていただいたとおりです。

○亀井委員 不勉強で恐縮なんですけど、質問させていただきたいのですが、今、刑事罰

を導入するために主観的要件を付加して不競法でいう図利加害というのでしょうか、それが要件として満たされたときに刑事罰の対象になる装置という仕分けになっていると思うのですけれども、それは水際で判断されるというのは、具体的にはどのような対応で判断されることになるのでしょうか。

○土肥委員長　これはどちらから、では事務局から。

○中原知的財産政策室長　具体的に規定を導入する際の関税法における規定の仕方やそれから、どういうふうの実務で対応を想定して規定をつくり込むかといったようなことについては、また財務省とよく御相談をさせていただきたいと思います。

○亀井委員　マジコンを取り締まることに何の異論はないわけですが、対象となる装置がいかなるものか。これは刑事罰を入れられるので、もちろんある程度ちゃんと明確であるということが前提だと思いますけれども、コピーコントロールのため、これはアクセスコントロールのためだけのものではないし、コピーコントロールにも関わるわけですから、そのほかの機器がまさかよもやというものが税関で止まるようなことがないように、これはぜひ気をつけて方法をつくっていただきたいというお願いでございます。

○土肥委員長　ほかにございますか。よろしゅうございますか。

資料6の水際措置の導入についてということにつきましては、この案に示されております方向でまとめさせていただくことにしたいと存じます。

全体を通じてどうでしょうか。全体を通じて御意見をいただければと思います。

○長谷川委員　全体を通じてで2点ばかりあるのですけれども、全体というか、最後の水際措置以外のところなんです、コメントなんですけれど、ACTAの最終上部案の中では、製造行為ですとか回避行為そのもの、それから、サービス提供行為等についても一定の規制をすべきだというような形で今のところ最終案文ができあがっていると理解しております。

しばしば引用される平成11年の報告書、あの中でも国際的な制度調和が図られることは重要だというようなコメントもございます。ですので、そこら辺、ぜひくみとっていただければなというのが1つ。

それから、もう1点は、若干確認方々なんです、平成11年度の報告書がほぼいろんなところにリファーされていて、その中では必要最小限の規律とすることとの考え方に配慮した上でというような記載がしばしば出てきております。まさに平成11年度はこういう状況だったのだと思うのですけれども、もう1回読み返してみますと、確かに必要

最小限度という文言が出てきてはいるのですが、その頭、枕がついていまして、規制の導入にあたっては、コンテンツ取引の契約の実効性を補完するとの目的を踏まえる。必要最小限にするのだという記載がございます。

要するに本来は、事業者とユーザーとの間の契約関係で規律すべきところが、平成 11 年当時は、それがなかなか難しいのでこうしようということだったと思うのですが、私の感想としては、平成 11 年当時と今とでは不正行為の態様が様変わりしている。当時は恐らくこういう板を違法に物理的な別の媒体にコピーして、それをかけようとするときに機械が反応しない。なので機械を改造しましょう。恐らくそういうレベルだったのです。ところが現在は、その後出てきた P 2 P ですか、それからワールドワイドな侵害実態の広がりというものがございまして、むしろそういう侵害対応というのはマイナーなほうで、ほとんどがネットから拾ってくる。誰が、どこで、どういう違反をしているのかすらわからないということで、コンテンツ取引の契約の実効性とはちょっとレベルの違う話になっているのが現状ではないのかと考えております。

ですので、全体を通じての話になるわけなんですけど、そこら辺についてはもう 1 回、実態の差といいますか、違いを踏まえて見直しをしていただきたいなというお願いでございます。

以上です。

○土肥委員長　　ありがとうございました。

ほかにございますか。

○野坂委員　　先ほど内閣府の奈良参事官から政府一体でという話がありましたけれども、文化庁の方が御出席いただいているので、文化庁のほうで著作権の見直しについては現在、どういう段階になっていて、こちらの不競法との調整をどういうふうにお考えになるのか、ぜひ見解を伺いたいと思います。

○土肥委員長　　お願いします。

○永山文化庁長官官房著作権課長　　文化庁といいますか、文化審議会著作権分科会における検討状況ということで御説明申し上げますと、今、分科会の中の法制問題小委員会という中にワーキングチーム、これは非公開でやっておりますが、ワーキングチームのほうで今、著作権保護という観点から、この問題をどう整理できるのかということをお話し、御議論いただいております。ワーキングチームとしての議論がほぼ今、終了している段階にありまして、若干報告書、全体のとりまとめの最終調整を今している段階ということで、来

週の金曜日だったと思いますけれども、金曜日に法制問題小委員会、これは公開の場になりますが、そちらのほうにワーキングチームでの検討結果というものを報告させていただいて、そこで法制小委としての御議論をいただくという段階になっております。今、ワーキングチームとしての検討の最終調整段階ということで御理解いただければと思います。

そういうことで、検討の内容についてはちょっとこの場で御発言することは控えさせていただきます。

○土肥委員長　あと先ほど長谷川委員が冒頭おっしゃったACTAの規制対象ということで奈良さん、どういう行為が規制対象になっているかということは、先ほどの長谷川委員の御発言でよろしいのですか。

○奈良内閣官房知的財産戦略推進事務局参事官　ACTAにつきましては、今回、技術的保護手段につきまして新たに規制が設けられたということで、大きくいえば回避行為、それから、機器の部分につきまして一定の規制が盛り込まれたという状況になっております。

そういう関係もございまして、今、文化庁と経産省で検討しているということでございますので、当然日本としてはやはりACTAに批准するというところでやっているわけでございますので、ACTAとの調和というのは当然図っていく必要があると考えております。

○土肥委員長　例えばここでの議論というのがACTAと調和、親和性があるという、そういうことでよろしいですか。

○奈良内閣官房知的財産戦略推進事務局参事官　これは不競法、著作権法の両方を見て、それから判断するという事になってくるというふうには思っております。

○土肥委員長　というようなことのようにございます。

ほかにございますか。

時間はまだございますので、どうぞ遠慮なく御発言いただければと思います。

よろしゅうございますか。もう大体御発言がなければ、いつまでもここに座っておくわけにもいきませんので。

それでは、本日、いただきました御意見をもとに一たん事務局で整理をさせていただきたいと思っております。

それで次回、また、まとめたものを皆さんにお目にかけて、おまとめいただければというつもりでおります。

今後のスケジュールについて、事務局から御紹介をお願いいたします。

○中原知的財産政策室長 第4回につきましては、12月17日金曜日10時から、会場は、今度は経済産業省の本館17階の第1特別会議室を予定してございます。

今回の議題につきましては、これまでの議論を踏まえまして、事務局より報告書案を提出させていただきますので、御討議をお願いしたいと存じます。

報告書案につきましては、本日、御指摘いただいたことも議論をさせていただきつつ、委員の皆様には事前にメール等でお示しをさせていただく予定でございます。

○土肥委員長 ありがとうございます。

それでは、次回の小委員会は、今、御紹介がございましたように、12月17日金曜日となっております。今度は場所が変わりますので、経産省本館のほうに移りますので御留意をお願いしたいと存じます。師走の大変お忙しいところと存じますけれども、いろいろお繰り合わせの上、御参加いただければと思います。

以上をもちまして産業構造審議会 知的財産政策部会 技術的制限手段に係る規制の在り方に関する小委員会の第3回会合を閉会させていただきます。

本日は、御審議に御協力いただきましてまことにありがとうございました。

——了——

問い合わせ先：

経済産業省経済産業政策局知的財産政策室

電話：03-3501-3752

FAX：03-3501-3580